

# 令和6年度市町村の将来のあり方議論に係る調査研究及び府民理解促進業務 仕様書

## 1 業務名

令和6年度市町村の将来のあり方議論に係る調査研究及び府民理解促進業務

## 2 業務目的

急激な人口減少と高齢化の進展により、市町村行政に影響を及ぼす様々な課題の発生が見込まれる中、住民に身近な基礎的な自治体である市町村が、住民に対するサービスを将来にわたって安定的に提供できる機能や体制を確保するため、市町村支援等に係る府の責務等を定めた『大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例』（令和6年大阪府条例第1号。以下「条例」という。）が制定された。

条例では、府の責務として、市町村が財政収支をはじめとする将来の予測を行うことができるよう、情報の提供、市町村との連携その他の必要な措置を講ずること（第7条）、基礎自治機能の充実及び強化について市町村自らが住民とともに丁寧な議論を行い、必要な施策が適切に実施されるよう、気運の醸成に努めること（第8条）、市町村や地域の現状を十分に把握するとともに、基礎自治機能の充実及び強化に関する施策を実施するため、調査及び研究に取り組むこと（第9条）、市町村の現状及び今後直面すると想定される課題に関する情報の発信並びに当該市町村の現状等について市町村と認識を共有するために必要な施策に取り組むこと（第10条）、基礎自治機能の充実及び強化の重要性について、住民の理解を深め、その協力を得ることができるよう、市町村の取組等に関する情報の発信及び提供その他必要な措置を講ずること（第11条）などが定められている。

本業務では、市町村の将来のあり方議論の推進に向け、市町村及び府民に対してあり方議論の前提となる情報の提供並びに気運の醸成を図ることを目的とし、人口減少と高齢化が市町村の行財政運営や府民の暮らしに及ぼす影響等について調査研究を行うとともに、基礎自治機能の充実及び強化並びに市町村の将来のあり方議論の重要性について戦略的な情報発信を実施するものである。

【(参考) 大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例

[https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki\\_honbun/k201RG00002278.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00002278.html)】

## 3 業務内容

### 1) 市町村の将来のあり方議論の前提となる情報に係る調査研究

人口減少・高齢化が進行するなか、基礎的な自治体である市町村が、住民サービスを将来にわたって安定的に提供できる機能や体制を確保するために、市町村の将来のあり方について議論するにあたり、必要となる各種情報を収集するとともに分析を行う。

(1) 各種政府統計及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口・世帯数（以下「社人研推計」という。）等を用いた人口減少・高齢化の態様等に係る基礎データの収集・整理及び分析

①各種政府統計及び社人研推計等を用いて抽出した人口減少の態様等に係る現状及び将来推計に関するデータベース（DB）の作成（類型化、課題の抽出・整理を含む）

※なお、DBについては、データのグラフ化・地図化や将来的なデータ及びタイプの追加が容易であること、高いデータの表示方法の自由度（市町村別、地域別等）を有すること、推計部分は統計データの置き換えによる推計結果の更新等が容易なものとするといった機能を有し、大阪府が運用する職員端末機（OS：

Windows10) 上で正常に作動するとともに、外部への提供・公開が可能であること。

※データベースのイメージとしては、エクセル等のソフトを用いて、市町村名や地域名等を選択することで、内部のデータが自動的に呼び出され、各分野の情報がグラフや地図等の見やすい形で自動的に表示されるといったものを想定している。なお、受注者から機能性や実用性等において、より良いと思われる提案があった場合は、そちらを採用する。

※DBに含まれる内容としては、人口動態、出生数、死亡数、労働力人口、児童・生徒数、認知症有病者数、その他発注者が指定したもの及び受注者が提案し、発注者から認められたものを含むこと。

※数値については原則、各種政府統計及び社人研推計を用いるが、必要に応じ、発注者が指定したもの及び受注者が提案し、発注者から認められたものを用いる。

## ②社人研推計等を用いて抽出した府内市町村の現状及び将来推計に関する分析

### (2) 人口減少・高齢化の住民生活への影響等に係るデータの収集・整理及び分析

#### ①各種政府統計・推計等を用いて抽出した人口減少等に伴う住民生活への影響等に係る現状及び将来推計に関するDBの作成(類型化、課題の抽出・整理を含む)

※なお、DBについては、データのグラフ化・地図化や将来的なデータ及び種類の追加が容易であること、高いデータの表示方法の自由度(市町村別、地域別等)を有すること、推計部分は統計データを置き換えによる推計結果の更新等が容易なものとするといった機能を有し、大阪府が運用する職員端末機(OS: Windows10)上で正常に作動するとともに、外部への提供・公開が可能であること。

※データベースのイメージとしては、エクセル等のソフトを用いて、市町村名や地域名等を選択することで、内部のデータが自動的に呼び出され、各分野の情報がグラフや地図等の見やすい形で自動的に表示されるといったものを想定している。なお、受注者から機能性や実用性等において、より良いと思われる提案があった場合は、そちらを採用する。

※DBに含まれる内容としては、公共交通、公共インフラ(水道、ガス、電気、道路、橋梁)、公共サービス(警察、消防、救急、ごみ処理等)、公共施設、公共料金、空き家率、地価、府内企業・産業、医療、その他発注者が指定したもの及び受注者が提案し、発注者から認められたものを含むこと。

※上記(1)の①で作成したDBと一体であること。

※数値については原則、各種政府統計及び社人研推計を用いるが、必要に応じ、発注者が指定したもの及び受注者が提案し、発注者から認められたものを用いる。

#### ②各種政府統計・推計等を用いて抽出した人口減少に伴う住民生活への影響等に係る現状及び将来推計に関する分析

### (3) 人口減少・高齢化の府内市町村の行財政運営への影響等に係るデータの収集・整理及び分析

#### ①各種統計・推計等を用いて抽出した人口減少に伴う府内市町村の行財政運営への影響等に係る現状及び将来推計に関するDBの作成(類型化、課題の抽出・整理を含む)

む)

※なお、DB については、データのグラフ化・地図化や将来的なデータ及び種類の追加が容易であること、高いデータの表示方法の自由度（市町村別、地域別等）を有すること、推計部分は統計データを置き換えによる推計結果の更新等が容易なものとするといった機能を有し、大阪府が運用する職員端末機（OS：Windows10）上で正常に作動するとともに、外部への提供・公開が可能であること。

※データベースのイメージとしては、エクセル等のソフトを用いて、市町村名や地域名等を選択することで、内部のデータが自動的に呼び出され、各分野の情報がグラフや地図等の見やすい形で自動的に表示されるといったものを想定している。なお、受注者から機能性や実用性等において、より良いと思われる提案があった場合は、そちらを採用する。

※DB に含まれる内容としては、財政（歳入・歳出等）、人事（採用・退職等）、組織、専門人材、その他発注者が指定したもの及び受注者が提案し、発注者から認められたものを含むこと。

※上記（1）の①で作成した DB と一体であること。

※数値については原則、各種政府統計及び社人研推計を用いるが、必要に応じ、発注者が指定したもの及び府内市町村への調査により入手する数値など受注者が提案し、発注者から認められたものを用いる。

②各種統計・推計等を用いて抽出した人口減少に伴う府内市町村の行財政運営への影響等に係る現状及び将来推計に関する分析

（4）将来を見据えた対応（市町村合併、広域連携、機関等の共同設置、外部委託など）に係る研究並びにデータの収集・整理及び分析

①市町村合併後の行財政に関する推計手法の確立及び府内市町村が合併を選択した場合に行財政運営に与える効果に関する DB の作成（類型化、課題の抽出・整理を含む）

※なお、DB については、データのグラフ化・地図化や将来的なデータ及び種類の追加が容易であること、高いデータの表示方法の自由度（市町村別、地域別等）を有すること、推計部分は統計データを置き換えによる推計結果の更新等が容易なものとするといった機能を有し、大阪府が運用する職員端末機（OS：Windows10）上で正常に作動するとともに、外部への提供・公開が可能であること。

※データベースのイメージとしては、エクセル等のソフトを用いて、市町村名や地域名等を選択することで、内部のデータが自動的に呼び出され、各分野の情報がグラフや地図等の見やすい形で自動的に表示されるといったものを想定している。なお、受注者から機能性や実用性等において、より良いと思われる提案があった場合は、そちらを採用する。

※推計対象及び DB に含まれる内容としては、市町村の組み合わせ毎に市町村合併の効果の推計が可能となるよう、府内の任意の市町村が合併した場合の行財政運営に係る各種数値（歳入・歳出、職員数等）及び各種指標（財政力指数・実質公債費比率等）その他発注者が指定したもの及び受注者が提案し、発注者から認め

られたものを含むこと。

※推計手法は、地方自治法・地方財政法・地方交付税法等の関係法令や全国の合併事例を踏まえて可能な限り現実的かつ精緻なものとなるように検討の上で受注者が提案し、発注者が認めたものとする。また、普通交付税の算定の特例（合併算定替）の適用が激変緩和期間を含めて 10 年間であることを踏まえ、合併後 15 年間の推計が可能なものとする。

※上記（１）（２）（３）で作成した DB と一体であること。

※数値については原則、各種政府統計及び社人研推計を用いるが、必要に応じ、発注者が指定したもの及び府内市町村への調査により入手する数値など受注者が提案し、発注者から認められたものを用いる。

②市町村が広域連携、機関等の共同設置、外部委託など実行後の行財政に関する推計手法の確立及び府内市町村が広域連携、機関等の共同設置、外部委託を選択した場合に行財政運営に与える効果に関する DB の作成（類型化、課題の抽出・整理を含む）

※なお、DB については、データのグラフ化・地図化や将来的なデータ及び類型の追加が容易であること、高いデータの表示方法の自由度（市町村別、地域別等）を有すること、推計部分は統計データを置き換えによる推計結果の更新等が容易なものとするといった機能を有し、大阪府が運用する職員端末機（OS：Windows10）上で正常に作動するとともに、外部への提供・公開が可能であること。

※データベースのイメージとしては、エクセル等のソフトを用いて、市町村名や地域名等を選択することで、内部のデータが自動的に呼び出され、各分野の情報がグラフや地図等の見やすい形で自動的に表示されるといったものを想定している。なお、受注者から機能性や実用性等において、より良いと思われる提案があった場合は、そちらを採用する。

※推計対象及び DB に含まれる内容としては、市町村の組み合わせ及び特定の事務分野毎に広域連携等の効果の推計が可能となるよう、府内の任意の市町村が、特定の事務分野毎に連携等した場合の行財政運営に係る各種数値（歳入・歳出、職員数等）その他発注者が指定したもの及び受注者が提案し、発注者から認められたものを含むこと。

分野としては、総務・企画、人事、保険、医療、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、税、土木、環境保全、消防・救急、住民事務（住民票・戸籍等の事務等）保育事務、教育事務（幼稚園事務・小・中学校事務等）、衛生（上下水道、ごみ処理等）、公共交通（市町村で公共交通事業を行っている場合）、その他発注者が指定したもの及び受注者が提案し、発注者から認められたものを含むこと。

※推計手法は、地方自治法・地方財政法・地方交付税法等の関係法令や全国の広域連携等の事例を踏まえて可能な限り現実的かつ精緻なものとなるように検討の上で受注者が提案し、発注者が認めたものとする。また、15 年間の推計が可能なものとする。

※上記（１）（２）（３）で作成した DB と一体であること。

※数値については原則、各種政府統計及び社人研推計を用いるが、必要に応じ、発注者が指定したもの及び府内市町村への調査により入手する数値など受注者が

提案し、発注者から認められたものを用いる。

(5) 人口減少・高齢化の影響等への対応方策及び将来を見据えた対応（市町村合併、広域連携、機関等の共同設置、外部委託など）の全国事例の収集・整理及び分析

①国・全国の市町村のホームページ等を用いて調査した対応方策事例及び将来を見据えた対応事例に関する DB の作成（類型化、課題の抽出・整理を含む）

※なお、DB については、大阪府が運用する職員端末機（OS：Windows10）上で正常に作動するとともに、人口規模別・対応課題別に類型化するなど、府内市町村が今後の政策形成の参考として活用できるよう整理すること。

※データベースのイメージとしては、エクセル等のソフトを用いて、市町村名や地域名等を選択することで、内部のデータが自動的に呼び出され、各分野の情報がグラフや地図等の見やすい形で自動的に表示されるといったものを想定している。なお、受注者から機能性や実用性等において、より良いと思われる提案があった場合は、そちらを採用する。

※対応方策事例の DB に含まれる内容としては、市町村名、事業名、事業内容・スキーム・成果、予算額、参考となる市町村ホームページの URL、活用した国庫補助等の有無と事業名、その他発注者が指定したもの及び受注者が提案し、発注者から認められたものを含むこと。

※市町村間での広域連携、機関等の共同設置、外部委託等の事例 DB に含まれる内容としては、市町村名、事業・組織名、事業内容・スキーム・成果、予算額、参考となる市町村ホームページの URL、その他発注者が指定したもの及び受注者が提案し、発注者から認められたものを含むこと。

※市町村合併事例の DB の作成にあたっては、総務省の「合併デジタルアーカイブ」や合併協議当時の新聞報道等を活用し、DB に含まれる内容としては、新旧市町村の概要、合併協議会の概要、合併にあたり協議が難航した項目、住民への情報提供手法（タウンミーティング、広報等）と住民の反応、合併の内容（議員在任特例、組織編成、庁舎等の再編、各種使用料の統合、町・字の名称の変更等）、合併の効果と課題、合併が成立しなかった事例における不成立の要因、参考となる市町村ホームページの URL、その他発注者が指定したもの及び受注者が提案し、発注者から認められたものを含むこと。

②国・全国の市町村のホームページ等を用いて調査した対応方策事例及び将来を見据えた対応（市町村合併、広域連携、機関等の共同設置、外部委託など）事例の分析

※合併事例の分析にあたっては、市町村が議会や住民とともに市町村合併を議論するにあたり支障となる要素や求められる対応が明らかとなるよう工夫すること。

## 2) 市町村の将来のあり方議論に係る府民理解促進

### (1) 市町村の将来のあり方議論に係るシンポジウムの実施（実施回数は1回）

○市町村の将来のあり方議論について発信するシンポジウムを実施する。

- ・シンポジウムは、市町村の将来のあり方議論に係る講演及びパネルディスカッションを主な内容とする。
- ・講師の確保、資料作成、参加者募集、イベントの運営、その他、実施に係る必要な業務は受注者の業務に含む。
- ・講師及びパネルディスカッションの参加者は、発注者が指定した者及び受注者が

提案し、発注者から認められた者とする。

※イベントの企画・実施等に伴い必要となる諸費用等（会場費・備品・機材等費用、広告費用、人件費、報償費、その他企画内容により必要となる費用等）は、本業務委託費に含むものとする。

※会場は発注者と協議の上で決定するものとする。

## （２）市町村の現状及び将来のあり方に対する府民の意識調査

### ①府民の意識調査及び DB 作成（類型化、課題の抽出・整理を含む）

※なお、DB については、データのグラフ化・地図化や将来的なデータ及び類型の追加が容易であること、高いデータの表示方法の自由度（年齢別、市町村別等）を有し、大阪府が運用する職員端末機（OS：Windows10）上で正常に作動するとともに、外部への提供・公開が可能であること。

※意識調査に含まれる内容としては、人口変動についての意識、人口変動が市町村に与える影響についての意識、居住する市町村の将来のあり方についての意識、自身が居住する市町村が市町村合併を検討することについての認識、市町村合併に抵抗感がある場合はその理由、その他発注者が指定したもの及び受注者が提案し、発注者から認められたものを含むこと。

※意識調査の手法は（１）のシンポジウムの参加者を対象として、アンケート形式で実施すること。

### ②市町村の現状及び将来のあり方に対する府民の意識に関する分析

## （３）情報発信ツール等の作成

○人口減少・高齢化の府民生活及び市町村への影響等に関するパンフレット（府民向け）の作成

- ・上記１）の調査研究で収集・整理・分析した市町村の将来のあり方に関する情報を紹介する内容とする。
- ・内容や表記方法は府民にわかりやすい形であること。
- ・記載内容は受注者において作成するものとし、発注者から承認を受けたのち、受注者はパンフレット様式にあわせたデータ整理等及び印刷を行う。
- ・提出は、パンフレットのデータ一式及び、印刷 1,000 部

○市町村の将来のあり方議論に係る調査研究報告書（府・市町村向け）の作成

- ・上記１）及び２）（１）の調査研究及び意識調査で収集・整理・分析した情報を報告書形式にまとめたものとする。
- ・内容や表記方法は府・市町村が今後の政策形成の参考として活用できるよう詳細であること。
- ・内容を A 4 または A 3 判 2～3 枚程度にまとめた概要版を作成すること。
- ・発注者から内容の承認を受けたのち、受注者は報告書形式にあわせたデータ整理等及び印刷を行う。
- ・提出は、報告書のデータ一式及び、印刷 1,000 部
- ・印刷の仕様は以下のとおりとする。

規格：仕上がり寸法 A 4 判（両面印刷）、無線綴じ、表紙及び裏表紙は上質 110 kg（色紙。色は別途指定）、本文は上質 70 kg、背文字あり

刷色：表紙黒1色、本文黒1色

### 3) その他

- ・業務の実施にあたっては、事前に発注者との十分な協議を行った上で進めること。
- ・委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。
- ・業務内容1)、2)の計画・実施等に伴って必要業務が生じる場合、当該業務は委託業務に含めるものとする。
- ・各DBの利用方法等に関する利用・操作マニュアルを別途、作成しておくこと。

### 4 提案を求める事項

- ・『3 業務内容』の『1) 市町村の将来のあり方議論の前提となる情報に係る調査研究』の(1)から(5)及び『2) 市町村の将来のあり方議論に係る府民理解促進』の(2)については以下のとおり。

(提案を求める内容)

- 情報の収集・選択について独自のノウハウや知見を活かして具体的に提案すること。
  - ・調査研究にあたっての例：どのような分野をDBに含めるのか  
どのようなデータや計算式をDBに用いるのか
  - ・意識調査にあたっての例：府民への質問内容  
府民への質問方法
- 情報の整理について独自のノウハウや知見を活かして具体的に提案すること。
  - ・例：DBの完成イメージや使用方法のイメージ  
DB上における各分野のデータの表示方法（地図、グラフ等）
- 情報の分析・活用方法について独自のノウハウや知見を活かして具体的に提案すること。
  - ・例：DBに用いられているデータの分析方法  
府及び市町村の分析結果の活用方法
- ・以下はあくまでも参考例であり、提案者独自のノウハウと経験による提案を期待する。

(参考例)

- 『1) 市町村の将来のあり方議論の前提となる情報に係る調査研究』の
  - (1)の場合：人口や年齢構成の団体別・地域別の将来推計や全国平均との比較ができ、高齢者福祉の分野で必要な職員数の将来推計に活用できるDBを作成する など
  - (2)の場合：住民サービス等に関する団体別・地域別の将来推計や全国平均との比較ができ、ごみ処理や救急医療の分野で住民生活への影響を予測し、住民との課題共有に活用できるDBを作成する など
  - (3)の場合：団体別・地域別の財政状況や人員体制の将来推計や全国平均との比較ができ、予算編成方針や採用計画の策定等に活用できるDBを作成する など
  - (4)の場合：市町村合併等の将来を見据えた対応を選択した場合、行財政運営に関する各種数値（職員数・人口千人当たり職員数・財

政力指数・自主財源比率・義務的経費比率・人口一人当たり地方税収・人口一人当たり基準財政需要額など)がどのように変化するか予測が表示され、住民サービスの維持のために市町村合併等がどの程度効果的であるかがわかり、将来のあり方議論の参考とすることができるDBを作成する など

(5)の場合：市町村合併等にあたり、議論された課題内容または合併・連携した市町村の人口規模等を選択することで、全国事例から該当する団体の各種情報（新旧市町村及び合併協議会の概要、協議が難航した項目、住民への情報提供手法と住民の反応、合併の内容（議員在任特例、組織編成、庁舎等の再編、各種使用料の統合、町・字の名称の変更等）、合併の効果と課題、合併が成立しなかった事例における不成立の要因、参考となる市町村ホームページのURL等）が表示され、類似団体の課題と対応方策について容易に確認することができ、将来のあり方議論の参考とすることができるDBを作成する など

- ・『3 業務内容』の『2)市町村の将来のあり方議論に係る府民理解促進』の(1)及び(3)については以下のとおり。

(提案を求める内容)

- 過去に類似業務を実施した際の経験等の独自のノウハウや知見（シンポジウムの開催時期、費用、内容、パンフレットの構成等）を活かして具体的に提案すること。
- ・以下はあくまでも参考例であり、提案者独自のノウハウと経験による提案を期待する。  
(参考例)  
(1)の場合：人口減少の研究者及び市町村合併についての経験を元市町村職員を講師として招き、『少子高齢化並びに人口減少に直面している市町村の現状及び将来課題』及び『市町村合併の住民及び市町村運営への影響』についての講演を行うとともに、シンポジウム参加者とパネルディスカッションを実施するなど。

## 5 契約期間

契約日から令和7年3月31日

## 6 委託上限額

金15,000,000円(税込)

## 7 提出書類

業務の着手時、実施中及び業務完了時に以下の書類を提出すること。

### (1) 業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書 1部
- ・業務実施計画書及び工程表 1部 (契約締結後14日以内)
- ・業務責任者通知書 1部

### (2) 業務の実施中に提出する書類

- ・貸与品借用書・返納書 1部 (必要に応じて、随時)
- ・打合せ記録簿 1部 (必要に応じて、随時)

※ただし、日時・場所・参加者・内容等については、常時簡易な記録（メモ）を作成し、保管しておくこと。

- (3) 業務完了時に提出する書類
- ・納品書 1部
  - ・業務完了通知書 1部
- (4) その他、監督職員が必要と定めるもの

## 8 成果品

成果品及び提出部数は以下のとおりとし、その帰属についてはすべて発注者の所有とする。

- (1) 報告書（A4版） 2部
- (2) 報告書の概要 2部

※概要については、報告書の内容をA4またはA3判2～3枚程度にまとめること。

- (3) その他、本業務実施にあたり作成、収集した資料一式 ※データのみでの納品
- (4) 上記（1）～（3）の電子データ 2部

※媒体は、CD-RまたはDVD-Rとする。

- ・電子データの作成について、ソフトウェアは Word（マイクロソフト社製）及び Excel（同社製）、PowerPoint（同社製）を使用すること。
- ・電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行い、チェック日付及び使用ソフトウェアを表面に記載すること。
- ・成果品については、外観にタイトル等を表記し、内容がわかるようにしておくこと。

## 9 秘密の保持

- ・受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ・本業務の遂行にあたり発注者から提供した情報については、機密保持に努めるとともに、電子データのパスワードの設定などセキュリティ対策を講じなければならない。

## 10 所有権・著作権の帰属

- ・本委託契約により受注者が作成した成果物等に掲載された内容に関する所有権・著作権については、発注者に帰属する。
- ・受注者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 11 再委託の取扱い

- ・受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受注者又は下請負人の名称その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。なお、その場合においては、仕様書に定める事項について遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに関しての一切の責任を負うものとする。

## 12 担当、問い合わせ先

総務部 市町村局 振興課

担当：田中・福田（電話 06-6944-7131）